

「BB ライフホームドクター」サービス利用規約 新旧対照表

改定前(2013年6月4日)	改定後(2014年2月4日)																														
<p>第12条 (お見舞金サービスの内容およびお支払い金額)</p> <p>お見舞金サービスのお見舞金の種別は、入院見舞金、先進医療見舞金、介護見舞金、虫歯見舞金とし、各種別のお支払い金額、適用範囲は以下のとおりとします。</p> <p>※虫歯とはう蝕症のことを指します。</p> <p>(1) お見舞金の種別、金額、適用範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>お見舞金の種別</th> <th>金額</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院見舞金</td> <td>金 10,000 円</td> <td>会員または会員の配偶者が傷害により、日本国内の医療機関で入院した場合</td> </tr> <tr> <td>先進医療見舞金</td> <td>金 100,000 円</td> <td>会員または会員の配偶者が疾病または傷害のため先進医療を受けた場合</td> </tr> <tr> <td>介護見舞金</td> <td>金 100,000 円</td> <td>会員または会員の配偶者が要介護状態となった場合</td> </tr> <tr> <td>虫歯見舞金</td> <td>金 10,000 円</td> <td>会員がう蝕症第3度(C3)またはう蝕症第4度(C4)となり、日本国内の歯科医院でう蝕症治療を受けた場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 入院見舞金のお支払い日より1年間は、新たに傷害で入院されても入院見舞金のご請求はできません。</p> <p>(3) 虫歯見舞金のお支払い日より1年間は、新たにう蝕症で治療されても虫歯見舞金のご請求はできません。</p> <p>(4) 同一の傷害または疾病に起因して複数のお見舞金の種別に該当した場合には、お見舞金の支払いは最大10万円となります。</p> <p>(5) 本サービスの利用期間(注)を通じて、お支払いはお見舞金の種別毎に最大10万円となります。</p> <p>(注) 本サービスの解約後、再度申し込みを行った後の利用期間を含みます。</p> <p>(6) 同一会員名義で、複数の利用契約を締結されていた場合であっても、お見舞金のお支払い金額は合算されませ</p>	お見舞金の種別	金額	適用範囲	入院見舞金	金 10,000 円	会員または会員の配偶者が傷害により、日本国内の医療機関で入院した場合	先進医療見舞金	金 100,000 円	会員または会員の配偶者が疾病または傷害のため先進医療を受けた場合	介護見舞金	金 100,000 円	会員または会員の配偶者が要介護状態となった場合	虫歯見舞金	金 10,000 円	会員がう蝕症第3度(C3)またはう蝕症第4度(C4)となり、日本国内の歯科医院でう蝕症治療を受けた場合	<p>第12条 (お見舞金サービスの内容およびお支払い金額)</p> <p>お見舞金サービスのお見舞金の種別は、入院見舞金、先進医療見舞金、介護見舞金、虫歯見舞金とし、各種別のお支払い金額、適用範囲は以下のとおりとします。</p> <p>※虫歯とはう蝕症のことを指します。</p> <p>(1) お見舞金の種別、金額、適用範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>お見舞金の種別</th> <th>金額</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院見舞金</td> <td>金 10,000 円</td> <td>会員または会員の配偶者が傷害により、日本国内の医療機関で入院した場合</td> </tr> <tr> <td>先進医療見舞金</td> <td>金 100,000 円</td> <td>会員または会員の配偶者が疾病または傷害のため先進医療を受けた場合</td> </tr> <tr> <td>介護見舞金</td> <td>金 100,000 円</td> <td>会員または会員の配偶者が要介護状態となった場合</td> </tr> <tr> <td>虫歯見舞金</td> <td>金 10,000 円</td> <td>会員がう蝕症第1度(C1)、う蝕症第2度(C2)、う蝕症第3度(C3)またはう蝕症第4度(C4)となり、日本国内の歯科医院でう蝕症治療を受けた場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 入院見舞金のお支払い日より1年間は、新たに傷害で入院されても入院見舞金のご請求はできません。</p> <p>(3) 虫歯見舞金のお支払い日より1年間は、新たにう蝕症で治療されても虫歯見舞金のご請求はできません。</p> <p>(4) 同一の傷害または疾病に起因して複数のお見舞金の種別に該当した場合には、お見舞金の支払いは最大10万円となります。</p> <p>(5) 本サービスの利用期間(注)を通じて、お支払いはお見舞金の種別毎に最大10万円となります。</p> <p>(注) 本サービスの解約後、再度申し込みを行った後の利用期間を含みます。</p>	お見舞金の種別	金額	適用範囲	入院見舞金	金 10,000 円	会員または会員の配偶者が傷害により、日本国内の医療機関で入院した場合	先進医療見舞金	金 100,000 円	会員または会員の配偶者が疾病または傷害のため先進医療を受けた場合	介護見舞金	金 100,000 円	会員または会員の配偶者が要介護状態となった場合	虫歯見舞金	金 10,000 円	会員がう蝕症第1度(C1)、う蝕症第2度(C2)、う蝕症第3度(C3)またはう蝕症第4度(C4)となり、日本国内の歯科医院でう蝕症治療を受けた場合
お見舞金の種別	金額	適用範囲																													
入院見舞金	金 10,000 円	会員または会員の配偶者が傷害により、日本国内の医療機関で入院した場合																													
先進医療見舞金	金 100,000 円	会員または会員の配偶者が疾病または傷害のため先進医療を受けた場合																													
介護見舞金	金 100,000 円	会員または会員の配偶者が要介護状態となった場合																													
虫歯見舞金	金 10,000 円	会員がう蝕症第3度(C3)またはう蝕症第4度(C4)となり、日本国内の歯科医院でう蝕症治療を受けた場合																													
お見舞金の種別	金額	適用範囲																													
入院見舞金	金 10,000 円	会員または会員の配偶者が傷害により、日本国内の医療機関で入院した場合																													
先進医療見舞金	金 100,000 円	会員または会員の配偶者が疾病または傷害のため先進医療を受けた場合																													
介護見舞金	金 100,000 円	会員または会員の配偶者が要介護状態となった場合																													
虫歯見舞金	金 10,000 円	会員がう蝕症第1度(C1)、う蝕症第2度(C2)、う蝕症第3度(C3)またはう蝕症第4度(C4)となり、日本国内の歯科医院でう蝕症治療を受けた場合																													

ん。

(6) 同一会員名義で、複数の利用契約を締結されていた場合であっても、お見舞金のお支払い金額は合算されません。

「BB ライフホームドクター」サービス利用規約 新旧対照表

改定前(2013年6月4日)	改定後(2014年2月4日)
<p>第 17 条 (見舞金をお支払いできない場合—その4 虫歯見舞金)</p> <p>お見舞金支払事由の発生が、次の各号に掲げる事由のいずれかに起因する場合は、会員は虫歯見舞金を受け取る資格がなく、当社は虫歯見舞金をお支払いいたしません。</p> <p>(1)第 11 条第 2 項に定める対象期間の開始日より前に、会員がう蝕症第 3 度 (C3) またはう蝕症第 4 度 (C4) の治療を受けている場合</p> <p>(2)第 14 条 (2)に定める事由</p>	<p>第 17 条 (見舞金をお支払いできない場合—その4 虫歯見舞金)</p> <p>お見舞金支払事由の発生が、次の各号に掲げる事由のいずれかに起因する場合は、会員は虫歯見舞金を受け取る資格がなく、当社は虫歯見舞金をお支払いいたしません。</p> <p>(1)第 11 条第 2 項に定める対象期間の開始日より前に、会員がう蝕症第 1 度 (C1)、う蝕症第 2 度 (C2)、う蝕症第 3 度 (C3) またはう蝕症第 4 度 (C4) の治療を受けている場合</p> <p>(2)第 14 条 (2)に定める事由</p>